

# 行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく評価書

## (平成21年度事後評価書)

評価時期：平成21年 8月  
 担当部局：公害等調整委員会  
 事務局 総務課

対象政策	1 公害紛争の処理								
政策の概要	<p>公害等調整委員会は、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）に基づき、公害に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、あっせん、調停、仲裁及び裁定を行っている。また、公害紛争処理機関として、国に公害等調整委員会が、都道府県に公害審査会（公害審査会を設置しない都道府県にあっては都道府県知事。以下「審査会等」という。）が設置され、公害紛争処理法により定められている管轄に従い、それぞれ独立して公害紛争の処理に当たっているところであるが、公害等調整委員会は、公害紛争処理法を所管する立場から、制度全体の円滑な運営のために審査会等との連携を図っている。さらに、公害紛争処理法において地方公共団体の責務とされている公害苦情の処理について、指導等を行っている。</p>								
関連する施策	<p>(1) 公害紛争事件の処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 係属した公害紛争事件の迅速かつ適正な処理</li> </ul> <p>(2) 公害紛争の処理に係る調査研究等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多様化・複雑化する公害紛争に対応するための調査研究等</li> </ul> <p>(3) 都道府県公害審査会等との連絡協議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公害紛争の処理に係る会議の実施等</li> </ul> <p>(4) 公害苦情等についての地方公共団体に対する指導等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公害苦情調査の実施</li> <li>・ 公害苦情処理に係る会議の実施等</li> </ul>								
政策の目標	<p>(1) 公正かつ中立な立場から公害紛争事件の適切な処理を図る</p> <p>(2) 多様化・複雑化する公害紛争に対応した公害紛争処理制度の運用を行う</p> <p>(3) 国及び都道府県を通じた公害紛争処理制度全体の円滑な運営及び公害苦情の適切な処理の促進を図る</p>								
測定指標の状況	<p>(1) <b>公害紛争事件の処理</b></p> <p><b>①公害等調整委員会における公害紛争事件の受付、係属及び終結の状況</b></p> <p>平成20年度に公害等調整委員会に係属した事件数は、新規に受け付けた12件（調停事件1件、裁定事件9件、義務履行勧告事件2件）に前年度から繰り越された14件を加えた計26件（調停事件2件、裁定事件22件、義務履行勧告事件2件）である。このうち8件（調停事件1件、裁定事件6件、義務履行勧告事件1件）が20年度中に終結し、残り18件は21年度に繰り越された。</p> <p><b>【平成20年度に公害等調整委員会に係属した公害紛争事件の処理状況】</b>（平成21年3月31日現在）</p> <table border="1" data-bbox="252 1892 1533 2033"> <thead> <tr> <th></th> <th>事 件 名</th> <th>処理状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">事 調 停</td> <td>伊賀市産業廃棄物処分場水質汚濁防止等調停申請事件</td> <td>係属中</td> </tr> <tr> <td>医薬品研究施設大気汚染被害防止等調停申請事件</td> <td>終結（新規）</td> </tr> </tbody> </table>		事 件 名	処理状況	事 調 停	伊賀市産業廃棄物処分場水質汚濁防止等調停申請事件	係属中	医薬品研究施設大気汚染被害防止等調停申請事件	終結（新規）
	事 件 名	処理状況							
事 調 停	伊賀市産業廃棄物処分場水質汚濁防止等調停申請事件	係属中							
	医薬品研究施設大気汚染被害防止等調停申請事件	終結（新規）							

裁 定 事 件	茨城県北浦町における化学物質による健康被害原因裁定申請事件	係属中
	川崎市における土壌汚染財産被害責任裁定申請事件	終結
	神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件（2件）	係属中 (内1件新規)
	上尾市における騒音・低周波音被害責任裁定申請事件	係属中
	和歌山県美浜町における樺山ダム放流水漁業被害原因裁定申請事件	係属中
	羽咋市における土壌汚染財産被害責任裁定申請事件	終結
	久喜市における東北新幹線振動被害責任裁定申請事件	終結
	八代市における製紙工場振動被害責任裁定申請事件（2件）	係属中
	港区における粉じん等財産被害責任裁定申請事件	終結
	高知県須崎市における防波堤工事による漁業被害責任裁定申請事件	係属中
	さいたま市における騒音・低周波音被害責任裁定申請事件	終結
	東京都における自動車排気ガス健康被害責任裁定申請事件	係属中
	足立区における鉄道騒音被害責任裁定申請事件	係属中（新規）
	筑紫野市における産業廃棄物処分場による水質汚濁被害原因裁定申請事件	係属中（新規）
	東京都23区における清掃工場健康被害等原因裁定申請事件	係属中（新規）
	横須賀市におけるビル解体工事騒音被害等責任裁定申請事件	終結（新規）
	札幌市における鉄粉による財産被害原因裁定申請事件	係属中（新規）
	小牧市における土壌汚染・地盤沈下被害責任裁定申請事件	係属中（新規）
	相模原市における振動被害原因裁定申請事件	係属中（新規）
	高崎市における騒音被害責任裁定申請事件	係属中（新規）
勸 告 事 件	伊東市における製菓工場騒音・悪臭被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	終結（新規）
	飯塚市し尿処理場等悪臭被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	係属中（新規）

このほか、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件において成立した調停条項に基づく付随的な事後処理としての慰藉料額等変更申請について、新たに受け付けた2件に前年度から繰り越された3件を加えた計5件が平成20年度に係属した。このうち3件が20年度中に終結し、残り2件は21年度に繰り越された。

なお、近年においては、低周波音に関する紛争、茨城県北浦町における化学物質による健康被害原因裁定申請事件のような化学物質に関する紛争、川崎市における土壌汚染財産被害責任裁定申請事件あるいは筑紫野市における産業廃棄物処分場による水質汚濁被害原因裁定申請事件のような廃棄物処分に関する紛争など、主張される公害の態様が多様化し、係属事件数も増加している。

(i) 調停事件の主な処理状況

不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件については、熊本県から鹿児島県にまたがる不知火海の沿岸の漁民等が、チッソ株式会社水俣工場からの排水に起因した水俣病に罹患し、これによって精神上及び財産上の被害を被ったとして、チッソ株式会社を相手方として、賠償金の

支払等を内容とする調停を求めたものである。昭和48年度の第1次調停以来、平成20年度末までに52次にわたる調停を実施し、604件（患者数1,461人）について調停が成立した。

その他、平成21年度に繰り越された伊賀市産業廃棄物処分場水質汚濁防止等調停申請事件についても、調停期日を開催し、事実の調査を実施するなどの処理手続を進めた。

また、医薬品研究施設大気汚染被害防止等調停申請事件については、公害紛争処理法第25条の規定により、神奈川県公害審査会に移送することを決定した。

#### (ii) 裁定事件の主な処理状況

川崎市における土壌汚染財産被害責任裁定申請事件については、審問期日のほか、文書提出申立てに関してイン・カメラ手続を開催するなど手続を進めた結果、当事者間の合意解決が相当であると判断したため、職権で調停に付し、裁定委員会が自ら処理することとした。しかし、調停は不調になり打ち切られた。その後、申請の一部（約48億円の支払）を認容する裁定をし、本事件は終結した。事件の処理期間は、約1年9か月である。

横須賀市におけるビル解体工事騒音被害等責任裁定申請事件については、両当事者の意向を受けて調整を行った結果、損害賠償金の額について両当事者間に合意ができたので、職権で調停に付し、調停が成立した。公害紛争処理法第42条の24第2項の規定により、責任裁定申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。事件の処理期間は、約3か月である。

その他4件についても、裁定判断の実施に至る等で終結し、残る16件は審問期日の開催、現地調査の実施、専門委員の任命などの処理手続を進めた。

#### (iii) 義務履行勧告事件の主な処理状況

伊東市における製菓工場騒音・悪臭被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件については、申出人及び被申出人から事情を確認するなど、手続を進めた結果、義務違反は認められないとして、勧告は行わないことに決定し、事件は終結した。事件の処理期間は約8か月である。

その他の事件についても、申出人及び被申出人から事情を確認するなど手続を進めた。

#### (iv) 当事者の利便性向上への取組

中央委員会の許可を得て行うことができるとされている中央委員会の審問廷以外の場所での審問期日の開催について、紛争当事者の利便性向上等に資するべく、前向きに取り組んだ（なお、平成21年5月には、それまで「やむを得ない理由があるとき」に限り行うことができた審問廷以外の場所での審問の実施につき、「相当と認めるとき」と要件を緩和する等の規則改正を行った。）。

## ②公害紛争事件の処理の計画性及び期間

平成20年度に終結した事件（移送した医薬品研究施設大気汚染被害防止等調停申請事件を除く7件）の処理期間は約3か月から約2年9か月であり、それらの平均は約1年5か月であった。

係属事件には、化学物質に関する事件や、廃棄物に関する事件など、多様な態様の公害事件が含まれている。

事件処理に当たっては、公害紛争処理制度の特長を活かし、現地調査の実施や専門委員の任命等により専門的知見を得て精力的に事件処理手続を進めた。また、計画審理などによる迅速かつ適正な処理が行われた。

## (2) 公害紛争の処理に係る調査研究等

### ①公害紛争の処理に係る調査研究等の実施状況

#### (i) 各国環境裁判・行政ADRに関する情報収集、解析調査の実施

平成19年度に審査官を派遣した国連環境計画（UNEP）主催の「環境裁判・法執行に関するアジア・太平洋地域会議」や、同年度に行った各国・地域の環境裁判や行政型ADRを通じた公害紛争処理政策の研究を、平成20年11月に「環境裁判・法執行に関するアジア・太平洋地域会議について」と題する報告書として取りまとめ、関係機関へ送付した。

また、ニュージーランド、オーストラリア連邦（NSW州）に審査官を派遣し、環境裁判所を中心とした各機関から環境紛争解決制度や運用の実情について聴取した。

#### (ii) 国際会議への参加

アジア地域における環境紛争に関する制度、執行状況及び実情の把握並びに我が国の制度等の情報提供の一環として、インドネシア共和国及びフィリピン共和国に審査官等を派遣し、講演、意見交換等を行った。両国やタイ王国、UNEP、アジア開発銀行（ADB）、アジア環境法遵守執行ネットワーク（AECEN）等各関係機関から、より緊密な情報交換とそれぞれの国の問題状況に即した協力を求められた。

この他、大韓民国の司法修習生や、国連工業開発機関（UNIDO）を通じてナイジェリア連邦共和国職員に対し、研修を行った。

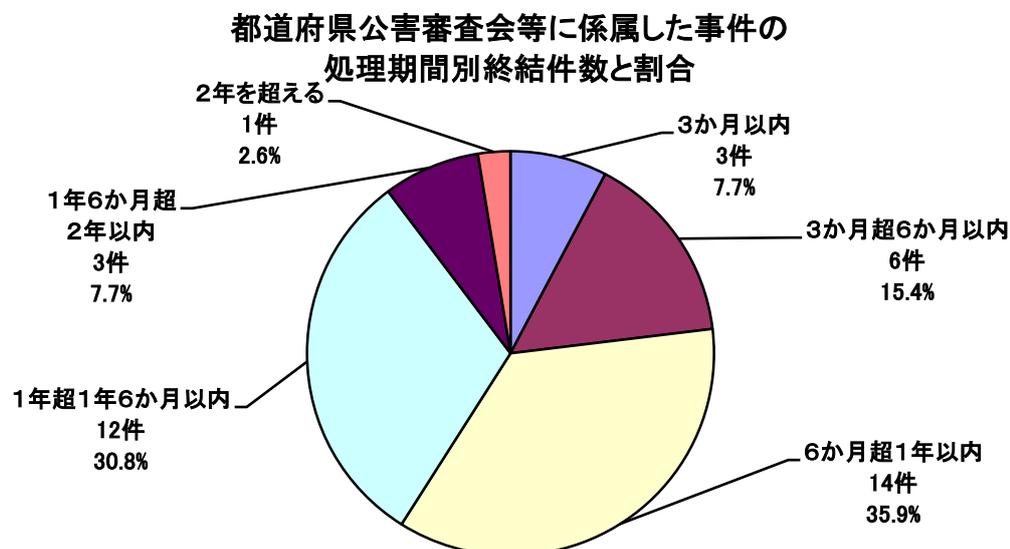
### ②公害紛争の処理に係る新規調査研究の実施（実施件数）

①（i）のとおり、「環境裁判・法執行に関するアジア・太平洋地域会議について」と題する報告書を取りまとめ、目標値として設定していた1件を達成した。

## (3) 都道府県公害審査会等との連絡協議

### ①都道府県公害審査会等における公害紛争事件の処理状況

平成20年度に審査会等に係属した事件数は、新規に受け付けた事件37件（調停事件36件、義務履行勧告事件1件）に前年度から繰り越された調停事件47件を加えた計84件である。このうち39件が20年度中に終結（調停成立15件、調停打ち切り17件、調停申請取下げ7件）し、残り45件は21年度に繰り越された。また、終結した39件の事件のうち、9割以上が2年以内に終結している。



## ②公害紛争の処理に係る会議等の実施状況

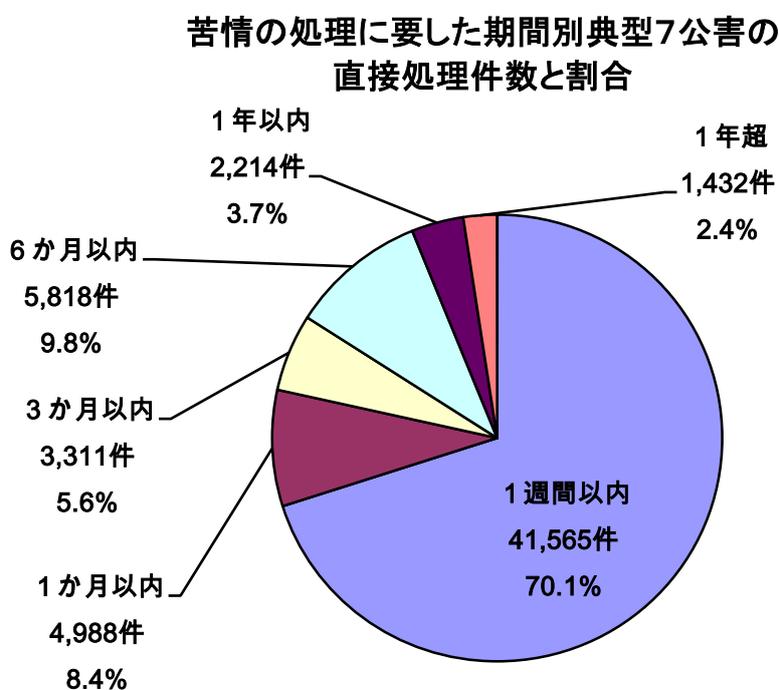
公害紛争処理制度の円滑な運用を図るため、審査会等の会長等を対象とした「公害紛争処理連絡協議会」（平成20年6月）や都道府県の公害紛争処理担当職員を対象とした「公害紛争処理関係ブロック会議」（平成20年10月～11月）を開催し、公害紛争処理に係る講演や情報・意見の交換等を実施した。

### (4) 公害苦情等についての地方公共団体に対する指導等

#### ①地方公共団体における公害苦情の処理状況

平成19年度に全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口において取り扱われた公害苦情件数は、新規に受け付けた91,770件（前年度に比べて5,943件（6.1%）の減少）に前年度から繰り越された5,676件を加えた97,446件である。

このうち、他の機関へ移送したもの等を除く、83,152件（処理件数の87.5%）が平成19年度に公害苦情相談窓口で直接処理された。また、典型7公害の直接処理件数（59,328件）のうち、78.5%（46,553件）が苦情申立てから1か月以内に処理されたが、2.4%（1,432件）が処理に1年以上を要した。



#### ②公害苦情処理に係る会議等の開催状況

公害苦情処理能力の向上を図るため、都道府県、市区町村の公害苦情相談員等を対象とした「公害苦情相談研究会」（平成20年9月～10月）を開催し、講演、事例研究等を行った。また、公害苦情相談の適切な処理に資するため、「公害苦情相談員等ブロック会議」（平成20年10月～11月）を開催し、公害苦情処理に関する情報及び意見の交換等を行った。

#### ③公害苦情相談研究会における参加者の理解度等（参考度、理解度）

公害苦情相談研究会の内容が参加者にとって有益なものであったか等を把握するため、参加者に対してアンケートを実施した。目標値を参考度、理解度それぞれ80%と設定していたところ、参考度は回答のあった者の100%、理解度は同96%となり、設定した目標を達成できた。

## ○参考度

1 とても参考になった	40人
2 参考になった	37人
3 あまり参考にならなかった	0人
4 参考にならなかった	0人
5 分からない	0人
(無回答)	2人

## ○理解度

1 よく理解できた	26人
2 理解できた	46人
3 あまり理解できなかった	2人
4 理解できなかった	0人
5 分からない	1人
(無回答)	4人

(注) 参考度 = 「とても参考になった」 + 「参考になった」

理解度 = 「よく理解できた」 + 「理解できた」

## (5) その他

都道府県担当課に対し、ホームページ上の公害関係情報へのアクセスのしやすさ、掲載する情報、公害等調整委員会との連携について、改善の参考例を紹介するとともに、公害等調整委員会ホームページへのリンクを張ってもらう等を行った。

また、平成20年度の業務の遂行に際して、以下の取組等を実施し、業務の効率化を図った。

### ①定員の削減

事務局定員の減員要求を行い、平成21年度から事務局定員を削減することとした。【38名（H20年度）→36名（H21年度）】

### ②会議の統合

都道府県の公害紛争処理主管課長を対象として毎年開催していた「全国公害紛争処理主管課長会議」について、平成20年度から単体の会議としては廃止し、都道府県の公害審査会の会長等を対象として従来から開催していた「公害紛争処理連絡協議会」と統合することとした。

### ③機関誌の発行部数の削減

公害等調整委員会の機関誌「ちょうせい」について、配布先の見直しを行い、発行部数を削減した。今後も、更なる削減を検討する。【約6,000部（H20.2）→約5,600部（H21.2）】

### ④定期刊行物の削減

定期刊行物の購入について、種類及び部数の見直しを行い、経費を削減した。【年間約262万円→約195万円※】

※実際には年度途中の平成20年8月から削減を実施したが、記載した削減後額は、8月以降の支出額合計に1.5（12か月／8か月）を乗じた年間ベースの額である。

### ⑤出張の効率化

「公害紛争処理関係ブロック会議」及び「公害苦情相談員等ブロック会議」の開催に伴う地方への出張の際、併せて各地の法テラス、公害審査会の会長、地方公共団体の公害紛争処理主管部局、弁護士会、裁判所等を訪問して意見交換等を行うなど、1回の出張につき4～6の用務を遂行した。加えて、現地調査に併せた現地期日の開催に取り組んだ。これらにより、旅費を効率的に執行した。

	<p><b>⑥タクシー代の縮減</b></p> <p>自主的な早出出勤及び業務の効率的な実施に努め、タクシー代を縮減した。【約 109 万円 (H19 年度) →約 36 万円 (H20 年度)】</p> <p><b>⑦電気代の節約</b></p> <p>昼休みの完全消灯のほか、エリアごとの最終退庁者による消灯の励行、コピー機・プリンター等の待機電力を節約するため省エネ用タップを活用した。</p>
<p><b>評価の結果</b></p>	<p>測定指標の状況から、公害等調整委員会の係属事件について、迅速かつ適正な処理が行われており、また、専門委員の専門的知見の活用や、新たな調査研究の実施等により多様化する公害紛争に対応した制度の運用が図られており、目標(1)及び(2)は達成されていると言える。</p> <p>また、審査会等の公害紛争の処理状況、地方公共団体の公害苦情の処理状況等から、国及び都道府県を通じた公害紛争処理制度全体の円滑な運営及び公害苦情処理の適切な処理が促進されており、目標(3)は達成されていると言える。</p> <p>以上より、平成20年度事後評価実施計画期間（平成20年4月1日から平成21年3月31日）の所掌事務の処理状況について見ると、目標は達成されており、成果が上がっていると考えられるため、これまでの取組を引き続き推進していくことが必要である。</p>
<p><b>今後の課題と具体的措置</b></p>	<p><b>(1) 新規事情と潜在的課題</b></p> <p>① 上欄の評価の結果のとおり、平成20年度の政策目標は達成されたが、次のとおり20年度の実施計画策定時には想定していなかった事情が生じている。</p> <p>(i) 20年度に受け付けた年度別の事件数(12件)は過去15年で最多、特に裁定事件の受付件数(9件)は、制度導入以来最多であった。21年度は7月31日現在で既に12件(1年間に換算すると36ペース)の事件を受け付けているが、特に裁定事件は制度導入以来最多だった20年度の受付件数を上回る11件を既に受け付けている。このように、事件増加の傾向は顕著である。</p> <p>(ii) 増加する事件のうち、特に、産業廃棄物処理施設からの水質汚濁や土壌汚染、更には低周波音による被害といった、旧来の産業型公害の枠組では当事者利害の把握や被害と原因の因果関係究明が困難な、いわゆる都市型・生活型公害の増加割合が高い。近年、国民の環境意識の向上に伴って公害紛争が多様化・複雑化しており、因果関係の究明を目的とする原因裁定事件の係属数が昨年同時期(7月31日現在)と比較して大幅(2件→11件)に増加しているように、今後もこの因果関係究明が困難な事案が増加していくことが見込まれる。この状況に対し適切な措置を取るべく、事案調査・社会情勢の研究を進めることが必要であるとともに、公害等調整委員会の職権調査活用による因果関係究明が従来以上に強く求められている。</p> <p>(iii) 20年度に海外の機関等と研究・意見交換の機会を持つに及んだ回数は計7回(10か国・機関)であったところ、21年度は7月31日現在、既に4回(アメリカ合衆国の大学教授、タイ王国裁判官、大韓民国環境部環境紛争調整委員会、大韓民国司法修習生)の研修及び意見交換依頼に対応し、いずれも高い評価を得た。さらに9月にはタイ王国行政裁判所からの研修依頼に対応するために講師を派遣するほか、国際協力機構(JICA)主催のインドネシア政府に対するセミナー等、年度内に数件の国際交流案件を予定している。このように、我が国の公害克服の知見からの国際貢献はより一層求められている。</p>

	<p>② また、平成19年度に地方公共団体で直接処理された典型7公害に係る苦情は59,328件に上り、処理に1年以上を要したものが1,432件となっている。当事者間の対立が激しく長期間にわたり紛争が継続しているケースなど、公害紛争処理制度を活用することが適切なものが、相当程度存在しているものと考えられる。</p> <p><b>(2) 今後の課題</b> (1)に述べた状況に適切に対応するため、以下の課題が挙げられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 事件数の増加への迅速かつ適切な対応</li> <li>② 因果関係究明が困難な公害紛争への的確な対処</li> <li>③ 諸外国の公害克服のためのより一層の国際貢献</li> <li>④ 公害苦情処理では解決困難な事案での公害紛争処理制度活用促進</li> </ol> <p><b>(3) 具体的措置</b> (2)に挙げた諸課題に対応するには、以下の措置が必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 増加する事件を迅速かつ適切に処理するため、調査費及び旅費を拡充</li> <li>② 因果関係究明のための職権による調査を積極的に実施</li> <li>③ 我が国における公害紛争処理のノウハウ・実績等を諸外国に積極的に発信することによる、環境分野での国際協力</li> <li>④ 地方公共団体、弁護士会、法テラス等との緊密な協力及び制度周知</li> </ol>
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>平成21年3月23日に「平成20年度公害等調整委員会政策評価懇談会」を開催する等して、公害等調整委員会の業務の状況について学識経験者の意見を聴取し、今後の業務の改善に役立てることとした。主な意見は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民への周知については、まだまだ不十分な点もある。周知方法についても、検討・研究をしたほうがよい。</li> <li>・ 訴訟手続よりも簡易であるということを知れば、国民にも公害紛争処理制度が大きく広がるのではないかと。弁護士をつけなくてもよいということもPRのポイントである。</li> <li>・ 公害苦情の件数が9万件というのはすごい数。市区町村の公害苦情担当窓口が公調委活用について勧められることができれば大きい。潜在的ニーズを掘り起こすことが必要である。</li> <li>・ 迅速な解決や制度をより利用しやすくする観点、環境を巡る紛争の推移等に配慮し、特徴を生かした制度として役割を一層発揮できるようにすることが望まれる。</li> <li>・ 自治事務としての地域での紛争処理が有効になされるような方策等について、多少時間はかかるかも知れないが、課題として考えていくことが必要である。</li> </ul>
<p>評価を行う過程において使用した資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種会議における諸資料</li> <li>・ 各事件の処理経過等に関する諸資料</li> <li>・ 「平成19年度公害苦情調査結果報告書」</li> <li>・ 「平成20年度公害等調整委員会年次報告」</li> </ul>

# 行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく評価書

## (平成21年度事後評価書)

評価時期：平成21年8月  
 担当部局：公害等調整委員会  
 事務局総務課

対象政策	2 土地利用の調整
政策の概要	公害等調整委員会は、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図るため、鉱区禁止地域の指定、鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定を行い、また、土地利用の複雑・多様化に対応して、土地利用に関する行政庁の適正な処分を確保するため、主務大臣に対する意見の申出等を行っている。
関連する施策	(1) 鉱区禁止地域の指定 ・係属した鉱区禁止地域指定請求事件の適切な処理 (2) 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定 ・係属した不服裁定事件の適正かつ迅速な処理 (3) 土地収用法に基づく意見の申出等 ・係属した事案への的確な意見の申出等
政策の目標	(1) 鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は他産業との調整を図る (2) 公正かつ中立な立場から土地利用に関する行政庁の適正な処分の確保を図る
測定指標の状況	<p><b>(1) 鉱区禁止地域の指定</b></p> <p><b>①鉱区禁止地域指定請求事件の受付、係属及び終結の状況並びに処理期間</b></p> <p>平成20年度に公害等調整委員会に係属した鉱区禁止地域指定請求事件は前年度から繰り越された亀山市西部森林地域及び関宿周辺地域関係鉱区禁止地域指定請求事件1件であり、三重県知事から、鉱業法第3条に規定する鉱物全部について、11,560.42ヘクタールの地域を鉱区禁止地域に指定するよう請求があり、平成20年3月28日に受け付けた。</p> <p>20年度は、請求内容等の公示を行うとともに、経済産業大臣及び三重県知事に対して意見照会を行い、21年度に繰り越された。</p> <p><b>(2) 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定</b></p> <p><b>①鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定事件の受付、係属及び終結の状況</b></p> <p>平成20年度に公害等調整委員会に係属した鉱業等に係る不服の裁定事件は、山口県周南市地内の採石権存続期間の更新決定申請棄却処分に対する取消裁定申請事件1件であり、審理期日を開催するなど審理手続を進めた結果、申請人の請求を棄却する裁定を行い、終結した。その後裁定取消しの訴えが提起されなかったため、本裁定は確定した。</p> <p>処理状況を見ると、公正中立かつ専門的な第三者機関として、審理において事実関係を詳細に認定・判断した結果、裁定を行っており、適正な処理が行われたと言える。</p>

## ②不服裁定事件の処理の計画性及び期間

平成20年度に係属した不服の裁定事件の処理期間は、約6か月である。計画的審理に基づく迅速かつ適正な事件処理を行うことができたと言える。

### (3) 土地収用法に基づく意見の申出等

#### ①土地収用法に基づく意見の申出事案等の受付、係属及び終結の状況並びに処理期間

平成20年度に係属した土地収用法に基づく意見の申出等に関する事案は、新規受付事案15件、前年度から繰り越された11件を加えた計26件である（土地収用法に基づく国土交通大臣に対する意見の申出25件、採石権の設定等の決定に対する承認申請1件）。26件のうち18件については平成20年度中に終結し、その処理期間は平均約4か月であった。残り8件は21年度に繰り越された。

処理状況を見ると、審査請求人及び処分庁の各主張内容やその趣旨を論点ごとに詳細に吟味し、それらを主張の要旨としての的確に整理した上で、土地収用法等関係法令を参照して意見の申出等を行っており、公正中立な第三者機関として適切に処理したと言える。

#### (4) その他

平成20年度の業務の遂行に際して、以下の取組等を実施し、業務の効率化を図った。

#### ①定員の削減

事務局定員の減員要求を行い、平成21年度から事務局定員を削減することとした。【38名（H20年度）→36名（H21年度）】

#### ②会議の統合

都道府県の公害紛争処理主管課長を対象として毎年開催していた「全国公害紛争処理主管課長会議」について、平成20年度から単体の会議としては廃止し、都道府県の公害審査会の会長等を対象として従来から開催していた「公害紛争処理連絡協議会」と統合することとした。

#### ③機関誌の発行部数の削減

公害等調整委員会の機関誌「ちょうせい」について、配布先の見直しを行い、発行部数を削減した。今後、更なる削減を検討する。【約6,000部（H20.2）→約5,600部（H21.2）】

#### ④定期刊行物の削減

定期刊行物の購入について、種類及び部数の見直しを行い、経費を削減した。【年間約262万円→約195万円※】

※実際には年度途中の平成20年8月から削減を実施したが、記載した削減後額は、8月以降の支出額合計に1.5（12か月／8か月）を乗じた年間ベースの額である。

#### ⑤タクシー代の削減

自主的な早出出勤及び業務の効率的な実施に努め、タクシー代を削減した。【約109万円（H19年度）→約36万円（H20年度）】

	<p><b>⑥電気代の節約</b></p> <p>昼休みの完全消灯のほか、エリアごとの最終退庁者による消灯の励行、コピー機・プリンター等の待機電力を節約するため省エネ用タップを活用した。</p>
評価の結果	<p>測定指標の状況から、公害等調整委員会では、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益との調整、土地利用に関する行政庁の適正な処分の確保が図られており、いずれの目標も達成されていると言える。</p> <p>以上より、平成20年度事後評価実施計画期間（平成20年4月1日から平成21年3月31日）の所掌事務の処理状況について見ると、目標は達成されており、成果が上がっていると考えられるため、これまでの取組を引き続き推進していくことが必要である。</p>
今後の課題と具体的措置	<p>上欄に記したとおり、これまでの取組を引き続き推進していくことが必要である。</p>
学識経験を有する者の知見の活用	<p>平成21年3月23日に「平成20年度公害等調整委員会政策評価懇談会」を開催する等して、公害等調整委員会の業務の状況について学識経験者の意見を聴取したが、土地利用の調整に係る意見は特段見受けられなかった。</p>
評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各鉱区禁止地域の指定請求事件に関する諸資料</li> <li>・各不服の裁定事件についての処理経過等に関する諸資料</li> <li>・各意見の申出等事案に関する諸資料</li> <li>・平成20年度公害等調整委員会年次報告」</li> </ul>